

## 令和2年4月から被扶養者の認定要件に

### 「国内居住要件」が追加されます

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から、被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有していること」が追加されます。

また、本改正に伴い、この法律における被扶養者の範囲は、日本国内に住所を有するもの、または渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者に限定され、現在、日本国内に住所を有しない被扶養者については、改正後の要件に該当しない場合は、令和2年3月31日をもって被扶養者の資格を削除することとなります。

なお、日本国内に住所を有しないが、「日本国内に生活の基礎があると認められる者（例外として被扶養者として認められる）」または、日本国内に住所を有していても、「適用を除外すべき特別な理由がある者（健康保険法の適用除外）」は次のとおりとなります。

#### 施行日

令和 2年 4月 1日

#### 日本国内に住所を有しないが、「日本国内に生活の基礎があると認められる者」

##### ● 例外として被扶養者として認められる者

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に、当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
- ⑤ ①～④までに掲げる者のほか、渡航目的でその他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

#### 日本国内に住所を有していても、「適用を除外すべき特別な理由がある者」

##### ● 健康保険法の適用除外となる者

- ① 病院若しくは診療所に入院し、医療を受ける者
- ② ①の日常生活の世話をする者
- ③ 1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する目的として滞在する者